

平成27年度 第1回青森県職業能力開発審議会

日 時 平成28年2月2日（火）
午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 ラ・プラス青い森4階 ラ・メール
青森市中央1-11-18

（佐藤GM）

まだ予定の委員のお一方が見えておられませんが、定刻となりましたので、ただ今から平成27年度第1回青森県職業能力開発審議会を開催いたします。

会議の開催は、青森県附属機関に関する条例の規定により、委員の半数以上の出席が成立要件ですが、本日は、委員数15名のうち現在のところ10名の委員が出席されておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、商工労働部長の八桁幸男より御挨拶を申し上げます。

（八桁部長）

皆様、こんにちは。皆様には、本日、お忙しい中、また大雪にもかかわらず青森県職業能力開発審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、当審議会の委員を快くお引き受けいただきまして、深く感謝を申し上げます。

本日の会議では、現在、県で策定を進めております今後5年間の職業能力開発の方向性と基本的施策を盛り込みました「第10次青森県職業能力開発計画」の素案骨子につきまして、委員の皆様方から御意見をいただくこととしております。

さて、本県の雇用情勢につきましては、先週、平成27年の1年間の平均有効求人倍率が0.91倍というふうに発表されてございます。現在の計画、第9次計画が策定されました5年前の平成23年当時は0.43倍という有効求人倍率でございましたが、大幅に改善されてきているところでございます。

しかし、一方では労働力人口の減少、また震災復興や首都圏での需要の増加等によりまして、特に建設、あるいは福祉などの面で十分な人材を確保できないという課題も出てきているところでございます。

また、県では昨年度から「青森県基本計画 未来を変える挑戦」におきまして、創造力豊かなたくましい人づくりや、活力ある地域づくりのための人財、人の宝でございまして、その育成を進めているところでございまして、地域の中小企業などにおける技術者の育成・確保に積極的に取り組んでいるところでございます。

こうした中で職業能力開発は、若年者はもちろんのこと、女性、高齢者なども地域産業の担い手として捉え、適切な職業能力開発機会を提供することで、求人と求職のミスマッチの解消や人材の確保、それから人口定着に貢献し、地域の活力の維持につながるものが大きく期待されているところでございます。

職業能力開発の実施にあたっては、地域ニーズを的確に捉えていく必要がございます。県としては、皆様方の御協力をいただきながら、その次期計画を策定してまいりたいと考えて

ございますので、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、どうぞ忌憚のない御意見、御提言をお願い申し上げまして開会の挨拶といたします。

本日はよろしくお願ひいたします。

(佐藤GM)

本日は任期最初の審議会となりますので、各委員の御紹介をさせていただきます。

前青森市男女共同参画プラザ館長、白井壽美枝委員です。

青森県職業能力開発協会長、勝又貞治委員です。

青森県職業能力開発短期大学校長、瀧原祥夫委員です。

ふるとちかこ建築設計室代表、古戸睦子委員です。

村川工務店専務取締役、村川理和子委員です。

青森県自動車整備振興会専務理事、河村雄一委員です。

日本労働組合総連合会青森県連合会副会長、長嶺渉委員です。

日本労働組合総連合会青森県連合会東青地域協議会女性委員長、宮内明美委員です。

日本労働組合総連合会青森県連合会副事務局長、敦賀仁委員です。

日本労働組合総連合会青森県連合会部長、堤史子委員です。

本日、小磯委員、大矢委員、伊藤委員、橋本委員は欠席となっております。また榊委員につきましては少々遅れているようでございます。

続きまして、本日出席しています、八桁部長以外の職員を御紹介いたします。

労政・能力開発課の江刺家課長です。

労政・能力開発課の金子課長代理です。

労政・能力開発課職業能力開発グループの印部主幹です。

同じく同グループ、中野主幹です。

同じく同グループ、松本主査です。

同じく同グループ、工藤主事です。

私は同グループのグループマネージャー、佐藤です。よろしくお願ひいたします。

なお、ここで八桁部長は所要のため退席とさせていただきます。

(八桁部長)

恐縮でございますが、ここで退席させていただきます。審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(佐藤GM)

それではまず初めに議題1としまして「会長選出」を行いたいと存じます。

会議を進めるにあたり会長を選出する必要がありますが、会長は条例の規定によりまして、学識経験者の委員の中から委員が選挙で選出することとなっております。

どなたか、立候補や推薦を含めまして選出方法に関し、御意見等はございませんでしょうか。

お願ひします。

(河村委員)

ご推薦させていただきます。青森職業能力開発短期大学の瀧原校長先生を推薦させていただきます。

(佐藤GM)

その他に御意見、ございませんでしょうか。

瀧原委員を会長に推薦したいとの御意見がありましたが、他にございませんですね。

他に御意見がないようですので、瀧原委員に会長をお願いしたいと存じます。

瀧原委員、会長席に移動をお願いいたします。

(瀧原会長)

ただ今、皆様の推薦をいただきまして、会長という責を務めさせていただきます。改めまして瀧原と申します。よろしくお願いをいたします。

(佐藤GM)

引き続きまして、会長職務代理者の指名に移ります。会長職務代理者の指名は条例の規定により会長が指名することとなっております。以降の会議の進行を、会長、よろしくお願いをいたします。

(瀧原会長)

それでは議事の2つ目にあたりますが、今説明がありましたように会長職務代理者の指名ということで、大変僭越ではありますが私の方から指名をさせていただければと思います。

会長職務代理者には、青森県職業能力開発協会会長の勝又会長にお願いできればと思っております。

会長、よろしいでしょうか。

お願いいたします。

(勝又委員)

よろしくお願いたします。

(瀧原会長)

ありがとうございます。

(佐藤GM)

今、お見えいただきました委員を御紹介いたします。

青森県工業会理事、榊美樹委員です。

では会長、よろしくお願いたします。

(瀧原会長)

それでは議事に従いまして進めていきたいと思いますが、議事の1番、2番は終了いたしましたので、議事の3番目になります。「第10次青森県職業能力開発計画策定スケジュールについて」ということで、まずは事務局の方から説明方、よろしく願いをいたします。

(印部主幹)

スケジュールに関しましては印部から説明をさせていただきます。座って失礼いたします。

資料1の方を御覧ください。資料1の左側に当委員会の予定を書いております。真ん中の中央の方に計画の策定状況を説明しております。太枠の囲みが今年の1月以降をしめしているところです。本日、2月2日にこの会議、1回目の審議会を開催しまして、職業能力開発計画の策定方針と計画素案骨子を説明し、御意見をいただくこととしております。

本日、御説明する「計画素案骨子」の策定にあたっては、資料1の2枚目に名簿がついてございますけれども、産業界、労働者の代表、学識経験者、関係機関の方々の委員で構成する「計画検討委員会」で作業をし、策定の作業を進めてきました。資料1の1枚目の右側の欄にありますとおり、昨年8月の下旬からこれまで2回、委員会を開催して、その骨子の案について意見を伺ってきているところです。

今後の予定としましては、本日の審議会の委員の皆様から意見をお聞きし、さらに欠席の委員の方々に別途、御意見を伺うこととしておりますけれども、その意見を参考にしながら具体的な内容を整理した上で、3月に3回目の計画検討委員会を開催して、年度内に第10次の計画案、計画の原案となるものをまとめる予定としております。

これと並行しまして、この資料の真ん中の計画状況の1月くらいのところに国計画との調整ということがありますけれども、職業能力開発促進法の規定によりまして、県の計画につきましても国が策定する職業能力開発基本計画というものがございます。これも同じく来年度からの5年間の計画となりますけれども、そちらの方の策定を現在、国の方で進めているところです。その国との計画と整合性を図る必要があります。国の計画については早くても年度内、3月末に策定という情報が入っておりますので、順次、情報の収集を図りながら国の計画との調整を図っていきたく思っております。

今回の審議会につきましては、先ほど言いましたように国の計画等との調整具合を見ながら、現時点の予定では5月以降に1回目の会議を予定してまして、来年度に入ってから1回ないし2回開催して、計画案について御審議をいただきたいと思っております。その後パブリックコメントを実施した上で、遅くとも9月までには第10次計画案を決定したいと考えております。

それで、第10次の計画につきましても、来年度、平成28年度を初年度とする計画ですので、早期に決定することが理想となっておりますが、今御説明を申し上げたとおり国の計画との調整をした上で本審議会の御審議をいただくこととなっております。審議会は、資料の1では2回開催する案で作成しておりますけれども、5月の第1回目の審議会で、来年度の第1回目の審議会で御了解を得られた場合は、本スケジュールの資料1よりも早い段階で決定していきたく思っております。

以上です。

(瀧原会長)

ありがとうございます。

ただ今、資料1に基づきまして、策定に係るスケジュール、それから国の計画とのすり合わせで、この計画策定については検討委員会でもんできたという経過も含めて御説明をいただいたところでございます。

これにつきまして、皆様から御意見、御質問等あればお願いをいたします。

計画の方はよろしいでしょうか。

先ほど事務局から補足がありました。今後の5年間の計画の策定で、来年度、28年度も計画に入りますので、早期ということですが、来年度2回の予定ですけれども場合によっては1回、計画策定を前倒しにしていくというスケジュールの方も説明をいただきましたが、そこも含めて、よろしいでしょうか。

では皆様方から特にスケジュールについて御意見等がないということで、事務局、この案を進めていただければと思います。

それでは議事を進めていきたいと思えます。次は具体的な内容になりますが、青森県職業能力開発計画について、事務局の方から説明方をお願いいたします。

(金子課長代理)

それでは、この件につきましては金子から説明をさせていただきます。少々お時間をいただきまして、これから計画策定の考え方、それから計画骨子案の説明を差し上げますが、その前に現行の第9次の計画についても少しここでお時間をちょうだいして説明させていただければと思います。

座って説明させていただきます。

資料2とあります「青森県職業能力開発計画について」、こちらをお出しいただければと思います。

まず位置付けですけれども、今までに説明がございましたが、職業能力開発促進法という法律に基づいて策定されるものでございます。これまで、5年ごとに9つの計画が策定され実施されてきましたけれども、その策定経緯の大まかな内容というのは、IIのところ、次のページにもわたりますがまとめさせていただいております。

ここで説明を割愛させていただきます。直接、この10次計画策定で参考としていただくものは現行の第9次計画でございます。そちらについては後ほどまた御説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、IIIでございます。計画策定に当たっての留意事項でございます。まず職業能力開発促進法という法律に基づいている計画でございますので、その法に則って作るということになります。いくつか要件が定められておまして、まず国の定める基本計画に基づくこと、それから策定に当たって関係者、事業主や労働者などの労使の意見を反映させるために必要な措置を講ずること、それから定める事項として労働力の需給の動向であるとか職業能力開発の実施目標など、そういった定めるべきものが要件としていくつか書かれておまして、こちらにきちんと従った形で10次計画も作っていくということになります。

続けて2で参考にするべき国の新しい国の計画、国の10次計画の策定状況についてでござ

ざいます。現在、国の方で審議会、公労使3者構成の審議会を運営して議論検討を進めていまして、現在は国の側からたたき台というものが示されて、それに基づいて議論が深められているという状況でございます。

2ページ目の下の方にありますたたき台として、計画のねらいというもの、それから次のページに開発施策の視点というものが大まかにまとめられておりまして、国の作る計画というのはここにあります計画のねらいですとか視点というもの、これを膨らます形で、大体これに沿った形で策定されておりますので、こちらの視点6つを中心として、それを手掛かりとしてこちら、県としての計画の議論も進めたいと思っております。

具体的には、まずねらいとして、2ページにございますけれども、生産性の向上、それから技術進歩や経済のサービス化の進展、企業内の人材育成投資の促進、労働者の主体的なキャリア形成の支援、非正規労働者の皆さんに対しても支援を行うということ、それからめくっていただいて5つ目として地域の特性を踏まえて、産業ニーズを反映して人材育成を行うこと、さらに投資インセンティブを高める助成金等の在り方、さらには進め方として国、都道府県など地域のアクターを連携して一体的に実施をしていくべきこと、最後には全員参加の社会といった観点をもつべきということ、そういったことが今回定める国の10次計画のねらいとされています。

その際、10次計画策定にあたっての視点として、2.以下に書いてございますけれども、生産性向上という観点からは、IT人材育成の加速化、それから主体的なキャリア形成の促進、企業・業界における人材育成の強化というものが掲げられております。

(2)としては「全員参加の社会」ということで、女性、若者、中高年、障害者、非正規雇用労働者と、対象となる方のカテゴリーごとに、その特性に応じた能力開発の推進というものがございます。

(3)としては、産業界、地域ニーズを捉えた人材育成を謳っています。

(4)では、労働市場インフラの戦略的展開としまして、中長期の人材ニーズを踏まえて育成戦略を作っていくべきこと、それから地域のニーズなどを踏まえた公的職業訓練を実施していくこと。それから技能検定についても対人サービス分野を重点として整備することですとか、社内検定の普及促進に向けた評価制度の構築など、さらにはジョブ・カードの活用促進であるとか、企業における人材育成投資を引き出すための仕組みの検討などが含まれております。

(5)では技能の振興ということで、社会的な気運の醸成ということが言われております。

この他に、(6)にあるように国の助成金や技能検定の設定や国際協力や、国として行う施策も多くあります。

国として定めているものですので、こういった国として何をするかということが謳われているのですが、一方で都道府県が行う施策についても言及され、こう進むべきだということもいくつも盛り込まれておりますので、国の計画の議論の進行状況などを踏まえながら、留意しながら県としての計画を検討してまいりたいと思っております。

これらの他にもいくつか留意すべき事項がございます、それがまた4ページ以降でございます。4ページ目の3.ですけれども、平成25年に策定されてございます「青森県基本計画 未来を変える挑戦」、こちらは平成30年までの県の行政運営の基本方針でございます。さらに人口減少対策に関する実施計画といたしまして、「まち・ひと・しごと創生青

森県総合戦略」が昨年策定をされておりまして、県の行政として行っている職業能力開発行政については、こういった基本計画などに従った形で、それに整合的な形でこの計画を策定していくという必要がございます。

具体的な内容は、この4ページ以降、関係する部分を抜粋してございます。細かい説明は割愛させていただきますけれども、職業訓練の充実とものづくり技能の継承でありますとか、高校・大学などの教育機関との連携を促進することであるとか、あおもりの今をつくる人財、それから未来をつくる人財の育成というものをきちんと行うべきという視点などが盛り込まれておりますし、あとは昨年策定されました「まち・ひと・しごと創生」の方の総合戦略では、本県に在住する若者が本県に定着できるための取組を行うということが謳われております。こういったことも県の能力開発の10次計画におきまして留意して、反映させていただくということが必要でございます。

以上のような、いくつもございましたが要件、これを踏まえまして新しい10次計画の検討の基本的な考え方というものを簡潔にまとめてございます。

めくっていただきまして6ページのIVになりますけれども、第10次計画、青森県の計画を策定していくにあたっての考え方としては、県の9次計画の考えに沿いながら、その策定後の状況の変化、例えば今、申し上げたような県の基本計画の策定ですとか、あと雇用失業情勢の変化にありますような社会経済情勢の変化など、そういった状況変化を踏まえまして、さらに国の第10次計画の考え方に基づいて県の9次計画について修正であるとか再整理、そういったことを行って新しい県の10次計画を策定するという考え方、そんなやり方で進めさせていただければと考えてございます。

このような考え方のもと、先ほど印部からも説明させていただきましたけれども、実務者レベルでの検討委員会を起ち上げまして、計画のたたき台について議論をいただいているところでございます。これまでの2回の会合で、追って説明を差し上げます資料3-1のような形で骨子の素案がまとめられてございます。

本日、メインとして議論、御意見をいただくのはこちら3-1になるんですけども、それより先に2つまだ説明をさせていただきたいことがございます。

まず1つ目が、資料2-6、6ページ目にチャートのような形でございます現在の青森県の職業能力開発行政の施策全般について、めくっていただいて、さらにはその関係組織、プレーヤーについてというものをまず御説明させていただきたく、さらには、その後で現行の第9次計画、県の第9次計画がどんな中身になっているか、どんなことを達成してきたか、そんなことも今回、お時間をいただいて説明をさせていただきたく思います。

資料2の6ページ目の本県の職業能力開発行政の施策体系というものを開きいただければと思います。

大きく柱として、職業能力開発向上のための施策というものと、あとそれから職業能力の評価・技能振興という2つの柱が県の職業能力開発行政の施策体系としてございますけれども、まず上の方、職業能力開発・向上のための施策としましては、上にあります公共職業訓練として中卒者、高卒者向けの普通課程を中心とします県直営であります施設内訓練、それから民間委託で実施しております一般の離職者さん向けの委託訓練というものを実施しております。また、中段、民間における職業能力開発の促進、支援ということでは、認定職業訓練校に対する補助、それから青森県職業能力開発協会に対する補助、そして職業能力開

発に関する情報提供・相談援助といったものを行っております。さらには労働者の自発的な能力開発の促進ということで、能力開発に関する情報提供、それから職業訓練手当の支給といったことをさせていただいております。

そして下の柱、職業能力の評価・技能振興ということでは、まず労働者の技能の公的な評価認証でございます技能検定、これを実施しているという意味で、またそれから技能の振興ということで申し上げます、卓越した技能者さんに対する表彰、それから技能に関する競技大会などの開催であるとか参加支援、さらには県民の皆さんの関心を高める事業ということで、オープンキャンパスとか、そういった事業の実施といったことをさせていただいております。

こちらのチャート図が、おおまかに申し上げまして本県の職業能力開発行政の体系、何をやっているかということ網羅的にまとめたものでございます。

めくっていただいて7ページ目、こちらがもっぱらプレーヤー、どんな組織があつて、どんなことをしているかという関係についておおまかにまとめたものでございます。まずおおまかに、上から県、それから民間の皆様、さらには下の方に国と、おおまかに3つのカテゴリーがあるんですけれども、まず県としては商工労働部労政・能力開発課が中心となりまして、その傘下の県立職業能力開発施設、技専校というふうに略称させていただいたりしますけれども、こういった5つの学校を持っており、その中で施設内訓練、中卒者・高卒者向けの2年間程度の施設内訓練というもの、それから離職された方への訓練ということを行っており、この他にも施設設備を民間の企業の皆様に開放するであるとか、あとはこの各校が中心となって民間の訓練機関さんに対して訓練を委託する委託訓練というものも実施しております。さらには一般の労働者さん、企業さんからの相談にもこちらでお答えをさせていただいております。

それから民間の皆様に対しては、今申しましたが、まず委託訓練というものをお願いをして実施していただいていること、それから職業能力開発協会、こちらでは技能検定の実施などを主に大きな役割を担っていただいております、そちらへの支援、それから認定職業能力開発校さんに対する補助であるとか指導であるとか、そういったことをやらせていただいております。

さらには、この青森県には国の機関であります独立行政法人、高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部の施設が2つ、ポリテクカレッジとポリテクセンターなどと略称させていただきますが、そういった施設がございます。日々、これらのプレーヤーの間で指示であるとか協力、連絡調整という形で密接に連絡させていただきながら、県の職業能力開発行政は実施されているということでございます。

以上、大まかに県の職業能力開発の体制、それからプレーヤーについて説明をさせていただきました。

続いて、現行の第9次計画の内容についてでございます。恐縮ですが、参考資料1とあるものをお出しいただければと思います。参考資料1、第9次青森県職業能力開発計画～「生業（なりわい）」づくりを支える人財育成の推進～と、表紙に書いてあるものでございます。

こちらの冊子、これ自体が計画の本体、全体でございます。全体像ということで、資料の3ページにイラストのようなものがございますので、まずこちらを御覧いただければと思

います。

組み立てを大まかに申し上げれば、絵の上の部分にあるようなことを踏まえて、中下段部分のような5つの実施目標と、それを実施する基本的施策というものを含めており、さらにはその下の推進体制というものについてもこの計画には含まれてございます。

上の段の現状を踏まえて、実施目標として中段の5つの柱を立てて、具体的な施策を書き込んでいる、その実施する体制としては一番下の欄にあると。こういうような構成になっていると御理解いただければと思います。

内容としましては、「生業」づくりを支える人財育成の推進をキーワードにして5つの実施目標、1として、地域産業のニーズに応え、地域産業振興に貢献する職業能力開発の推進、2として、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発の推進、3として、職業生涯を通じたキャリア形成の支援、4として、技能の振興・継承の促進、そして5として、特別な支援を必要とする者に対する職業能力開発の推進。この5つの柱に沿った形で、県が行います職業能力開発施策の方向性、留意すべき事項、それから尊重すべき価値観・考え方というものを整理して示しているというふうになってございます。

上の段、現状の部分でございますが、第9次計画策定の2011年当時の労働雇用、経済情勢、それから県の職業訓練の実績などについてこちらに簡潔にまとめておりますが、人口減少の振興であるとか求人求職のミスマッチ、それから県内企業の職業能力開発の現状などを踏まえる、それから国の9次計画として、右上の囲みにありますような基本的施策が目標として掲げられておりますので、これも踏まえる、さらには基本計画未来への挑戦というものについても、これまた踏まえる、ということで策定されているという仕組みになっており、それを端的に示させていただいております。

そして本体、4ページ以降、続いてまいりますけれども、4ページからはしばらくは9次計画策定当時の状況ということでございます。雇用失業情勢については大幅に変わったところですが、冒頭だけ簡単に御説明すれば、4ページにありますように人口の推移というもの、これは人口減少、そして労働力人口の減少というものが全国と比較しても厳しいということで、労働力の不足、技術・技能の継承というものへの影響が危惧されていたわけでございます。

そういった観点からすれば、若い労働力の皆さん、それをいかに県内に定着させるかということも課題だということでございます。このあたりは現在に至っても引き続き職業能力開発行政の課題であると、そこは変わっておりません。

そこから先については、若干有効求人倍率が違うとか、いくつかございますので説明は割愛させていただければと思います。

それでは続きまして、しばらく飛びまして12ページから実施目標と基本的施策ということで、5つの柱に沿って具体的に何をするかということがまとめられておりますので、こちらを御覧ください。

まず実施目標1でございます。地域産業のニーズに応え、地域産業振興に貢献する職業能力開発を実施するというところでございます。ものづくりを中心とする産業が本県の経済を支えてまいりましたので、そういったところの高度な技能者の不足にはきちんと対応する必要がある。それから成長という観点から、新たな知識・技能を持つ人材の確保が不可欠である。そういった問題認識の下に、具体的に何をすべきかということが13ページ以降に書

かれています。

まず(1)として、県立職業能力開発校、技専校でございますが、こちらで学卒者向け職業訓練をきちんとやっていく、さらなる充実強化を図る。その際には地域産業の人財ニーズといったものをきちんと把握していくこと。それから訓練内容についても、きちんとそのニーズに則って見直しをしましょうということでもありますとか、成長する産業に関しての必要な人財育成ということで、訓練カリキュラムについてもそれ相応の見直しを行うということ。さらには施設整備ですとか指導員の資質向上などが、こちらで実際に実施すべきということで掲げられています。

そして同じく基本的施策(2)としては、企業等が行う、民間の方で行われる職業能力開発については、これをきちんと支援しましょう、自ら企業さんが行う訓練等に対してはきちんと支援をする。それから認定職業訓練、これは事業主団体さんが共同で集まって若い労働者さんに対して訓練を行うと、大まかに申し上げればそういった枠組みなんですから、それについても民間の事業者さんが行うものでありますから、それを県としてもきちんと支援をするということが謳われてございます。具体の手法としては、施設や設備をお貸しすることですとか情報提供、それから認定職業訓練についても振興のための補助であるとか表彰といったことで盛り立てる。さらに企業の皆さんに対しては相談を行うなどのことが実際に実施すべきということで書かれています。

続けて実施目標2でございます。雇用のセーフティネットとしての職業能力開発の推進ということで、こちらはもっぱら離職者に対する職業訓練というものについて書かれています。

まず離職した方、なるべく早く再就職していただいた方がいいですので、そのためにきちんと積極的に取組を進める。離職者さんの再就職につながるような職業訓練をきちんと行うということを謳っております。その際、留意すべきこととして、新たな分野に配慮すること。そちらも同じく地域の求人ニーズに配慮すること。それから就職支援というものも連携して一体として行うべきであること。こんな留意事項が書かれています。

具体的に行う基本的施策として、まず離職者向け職業訓練。県としては、委託訓練という形でもっぱら実施させていただいていますが、その充実や強化を図ること。それから就職支援等の一体的展開ということで、職業訓練をしている段階から就職支援機関と一体的に行うということを中心にやろうというもの。ハローワークなどと連携するということがございますが、そういった連携をきちんと行うということが書かれました。

それから実施目標3としましては、職業生涯を通じたキャリア形成の支援ということで、個々人にあった職業生涯を通じたキャリア形成を支援するということ。具体的には労働者個人が主体的に職業生活を設計していく、自分の職業選択、職業訓練の受講とか、そういったものを自分できちんと考えて実施していく、それを支援しようということでございます。

具体的な中身としては、ジョブ・カードの活用、それと一体的になりますけれどもキャリア・コンサルティングをきちんと実施すること。それから早期から職業意識を持っていたくということで、児童・生徒の皆さんに対して職業意識の形成を促進するような取組を行うと、そんなことが含まれています。

続けて実施目標4でございます。こちらは技能の振興・継承の促進ということで、技能を尊重する気運を醸成すること、それから技能・技術の円滑な継承をきちんと促進していくこ

と、大きく2つの目標・課題がございまして、それぞれについて、前者については技能者に対する表彰、それから技能について公的に認証する技能検定、そういったものを実施する。さらには技能のブラッシュアップに資するような技能五輪大会などの大会への参加を支援する、そういった取組を行うとともに、さらには若年の技能者の育成ということで、高校生、工業高校に対してマイスターさんを派遣して、実際に優れた技能を実地で見えていただく、そういった形で高校生の皆さんにもものづくりへの意識を高めるというようなことであるとか、あと、こちらは先ほど触れましたけれども大会についてもこれまた参加を支援して、自発的に腕を磨いていただく、そういった姿勢ですとか、そういった目標を持っていただく、そんな取組をこちらでやるということにございました。

そして5としまして、特別な支援を必要とする方に対する職業能力開発の推進ということで、障害者の皆さん、長期失業者の皆さん、学卒未就職者の皆さん、母子家庭のお母様のような方など、就職が困難な方々がいらっしゃいますので、そういった方々に対して、個々の状況に応じて支援を行って就業を促進するというのをやっていこうということがこの9次計画には謳われてございました。

具体的には、障害者の皆さんに対しては、まず県として障害者職業訓練校というものを持ってございますので、そちらで着実に就職のための支援を含めて職業訓練をきちんと行っていく。それから民間の業者さんに委託する委託訓練、こちらは障害者の皆さんを対象としても実施しておりますので、そちらも障害者さんの状況にあった形で実施する。それから技能競技大会というものも県として実施していくことなども謳ってございました。それから学卒未就職者やニートの方々、母子家庭のお母様などの方々に対しては、就業に求められる十分な能力を身につけるということで、ビジネスマナー講習を追加するような形など、特性に配慮するような形で職業訓練を行う、そういった形で職業的な自立を図るということ。学卒未就職者の方については座学と企業実習を組み合わせたような職業訓練について、最近のWebですとかネットビジネスとか、そういったものについて委託という形で取組を行う。そんなことを謳っております、それも実際にやらせていただいたところでございます。

20ページ以降、こちらは体制ということで、先ほどイラストのようなもので触れましたけれども、要はプレーヤーでございます。県、それから関係機関、工業高校さん、大学、業界団体など、それぞれ職業能力開発に関係するプレーヤーさんとの間でどんなことをしていくか、主に、簡潔に申し上げれば連携を図る、日々情報交換、意見交換を行っていくということなんですが、そういった役割について確認をすると。そんな記述になってございまして、ですので説明は省略をさせていただきます。

以上が第9次の青森県職業能力開発計画の全体像でございました。

それでは資料3に移りたいと思います。今ほど御説明させていただきましたような第9次の計画に基づきまして、これをベースにしまして、さらに国の計画の進行状況でありますとか社会経済情勢の変化、そういったものを踏まえて検討委員会の方で御議論をいただいて、このような形にまとめました素案骨子というものがこの資料3-1でございまして、こちらについて御説明をさせていただきたいと思っております。

検討委員会の方、先ほど印部からも説明を差し上げましたけれども、産業界、労働者の代表の皆さん、それから学識経験者の皆さん、それから行政の関係機関などを加えた委員13

人によりまして、これまで参集いただきまして9次計画、それから参考資料4として今日も付けてございますが、職業能力開発を巡る社会経済情勢などについて、これらを踏まえてつぶさに検討をいただいてこの素案骨子をまとめていただいたものでございます。

まず資料3-1のI、本県の職業能力開発の方向性ということでございます。この10次計画の期間、5年間ですけれども、この5年間にどんなことをすべき、何が重要であるのか、何を重要と考えるべきかということがこちらに端的にまとめられてございます。

まず課題解決型イノベーションと掲げてございますが、こちらは「青森県基本計画未来を変える挑戦」の考え方ですけれども、強みを活用する、それから課題は課題としてネガティブに受け止めるのではなくてチャンスとして捉えて、地域が成長していけるようにすると、そういった課題解決型イノベーションを推進するということが大事であるということがまず1つ。それから2番目として、労働力人口であるとか、そういった人口減少下にあっても地域の活力を創出していくという観点から、新たな担い手、若者・中高年・女性・障害者など、そういった新たな担い手を育成していく、そんな環境を整備することが大事であるということ、これが2つ目の大事なこと。3つ目としましては、若者の定着、これまた大事だろうということ、これが3つ目。4つ目ですが、離職者が早期に再就職できるような環境整備、それに向けて職業能力開発行政は貢献すべきだということ、これが4つ目に大事なこと。そして5つ目として、未来をつくる人財、今をつくる人財ということを念頭において、そういった人づくり分野にも貢献していくことが必要であるということ、これが5つ目に大事なこと。そして最後、当然でございますが、人手不足分野の人財確保ができるように、職業能力開発行政はきちんと役目を果たすべきだということ、これが6つ目に重要なこと。

こういった6つの重要なこと、これをこの5年間の職業能力開発行政にあたっては大事なことと考えていくべきだということ、まず方向として議論をいただきました。

そして、その大事なことをまとめる思想としてキーワードを付けるとするならば、「今をつくり、未来を変える人財育成の推進」とまとめられるのではないかと、そんなスローガンにできるのではないかと考えました。

職業能力開発行政というものは、つまるところ人づくりでございまして、産業振興につながるような人づくりをしなくてははいけない。それは同時に県内の人口定着につながり、ひいては県の未来を変えるということにつながっていくということで、そういった大きな将来像というものを念頭におきながら職業能力開発行政を行っていくのがよいのではないかと、そういう思いをこのキーワードに込めております。

Ⅲ、実施目標とありますけれども、ここから先は主に全体の枠組みとしては第9次計画と同じような形でと考えてございます。

冒頭に、社会、経済情勢の状況などについて述べた後に、この実施目標がきまして、最後に体制というものがくるということで考えてございます。社会経済情勢というもの、それから体制というものは、ちょっとまだ案として作れておれませんが、今回、骨子素案といたしましては1番目の部分にあります実施目標というものについて、これまで議論されてまとめられておりますので、こちらについて本日は御意見、御質問などをいただければと考えてございます。

Ⅲ、実施目標の説明に移らせていただきます。まず大きな構成ですけれども、9次計画では5つの柱と申しましたが、10次計画では3つの柱に整理をさせていただいております。

1つ目としては、地域・産業ニーズを的確に捉えた職業能力開発の推進ということでございまして、技術の高度化ですとか人手不足分野の人財の確保など、そういった問題点にきちんと対応していくということで職業能力開発を行っていく、ニーズを踏まえて効率的、効果的に行っていく、そんなような中身になっていますが、1つ目は地域・産業ニーズを的確に捉えた職業能力開発の推進でございます。そして2つめとして地域の活力創出に向けた新たな担い手の育成といたしまして、こちらの対象となるカテゴリー、ニーズに応じてということで、対象となる皆様に着目をして、こちらを2つ目の柱としてまとめさせていただいております。それから3つめとしては技能の振興・継承の促進ということで、これまでもやらせていただいておりますけれども、社会的な気運の醸成などを行うということで、3つ目の柱としては技能の振興・継承の促進とまとめさせていただいております。

戻りまして1ページ目、地域・産業ニーズを的確に捉えた職業能力開発の推進でございます。技術の高度化や熟練技術者の減少、人手不足分野の人財確保など、社会経済情勢に対応して職業能力開発というものを行っていく、その際、企業などのニーズを的確に捉えて実施する必要があるということで、そういった社会経済情勢の変化に対応して、またニーズを捉えて実施すべきという考え方でございまして、技専校での学卒者向け訓練であります普通課程、同じく技専校でやっています離職者向けの短期課程、在職者向けの訓練、それから民間に委託している委託訓練については、地域・産業ニーズに適応した形で、それに応じてやっていくということで目標として掲げてはどうかとさせていただきます。

それから訓練内容に応じて訓練を効果的に行うためとして、施設・整備をきちんと行っていくこと。それから指導員、人の方ですが、資質の向上を図っていくということ。さらには県内にございますポリテクセンター、ポリテクカレッジときちっと連携をしていきたいと思います。それが目標として掲げるべきことと、まずここにまとめてございます。

さらには、民間が行う職業能力開発の支援ということで申し上げます、業界団体などが行う職業訓練について、県立校の施設・整備がございまして、そちらを引き続き開放する。それから事業主団体さんが行う認定職業訓練についても引き続き支援をしていく。それから企業さんの人材育成について、積極的に情報提供、それから相談をいただく際にはきちんとそれに応じる、そんなことを充実させてやっていく、そんなことをこれからやっていってはどうかというふうに盛り込んでございます。

これがまず1つ目の柱でございました。

それから2つ目の柱として、地域の活力創出に向けた新たな担い手の育成としまして、当県は全国でもかなり厳しい人口減少の状況にございますから、働きたい方全員がここで、この地で働けるような社会としていくことが喫緊の課題だろうということで、それによく留意して職業能力開発の施策に取り組んでいこうということでございます。

若者の定着促進、それから中高年の皆さんの働く機会の確保、女性の活躍推進、それから障害者の皆さんの社会参加など、こういったものを県としても今までもやっておりますけれども、これを引き続き進めていく。その際にはそれぞれニーズといいますか特性と申しますか、そういったものがございまして、それにできるだけ沿った形で支援を行っていく、キャリア形成の支援をしていくと、そういう考え方がこちらに込められてございます。

まず総論的なお話として、キャリア・コンサルティングであるとかジョブ・カードの活用であるとか、そういったものを国としても支援、推進していくことになっておりますので、県

としてもきちんとやっ払いこうということで、職業能力開発と就職支援の一体的展開というもの、これはカテゴリーに関わらずすべて皆さんやっ払いいくのですが、そういったことを行っ払いこうということを掲げてください。

それから若年者の皆さんについてですけれども、やはり県内定着ということをきちんと念頭において、企業の求める人財ニーズ、それから求職者さんのニーズ、そういったものなるべく合致するように職業能力開発を行っ払いこう。

それから学卒未就職者さんについては、基礎的能力の欠如なども国として議論されていますので、そういったものにきちんと対応できるような職業能力開発を実施してっ払いこうということを掲げてください。

中高年の皆様についても、これまた国の現在の10次計画の検討で出てきていますが、キャリアチェンジを容易にするとか、技術革新にも対応できるように訓練を行うと、そういったことが中身に盛り込まれることになろうかと考えてっ払いこう。

女性向けの支援ということで、次のページにっ払いこうですが、これまであまり女性が活躍してこなかったような分野でも女性の皆さんに活躍していただけるような、そんなことを目指しまして訓練などで配慮できるようにしてはっ払いこうということでっ払いこうとか、再就職を目指す女性、母子家庭のお母様などに対しては、それぞれの事情に配慮した形で訓練を設定しようということをここで盛り込んでっ払いこう。

そして障害者の皆様への支援としましては、これも従来も行っ払いこうですが、まず県立の障害者訓練校という資源が我が県にはっ払いこうなので、そちらで訓練を引き続きやっ払いこう、効果的にやっ払いこうということ、それから民間の皆さんとの連携などによりまして、訓練をより効果的に実施しようということもこちらで掲げてください。

そういった対象の皆さんにっ払いこう、なるべくそれに沿った形で支援をしてっ払いこうというものがこの2つ目の柱でっ払いこう。

そして3つ目でっ払いこう、技能の振興・継承の促進ということで、継承ということでは長い時間をかけて後継者を育てるということは必要でっ払いこう。そのためにはものづくりの関心を惹きつける、社会的機運を醸成するという取組をこつこつと行っ払いこうすることが必要でっ払いこう、これは5年というスパンに限らず、それこそ今までもずっとやっ払いこう、これからもずっと長い時間をかけてやっ払いこうとはいけないことではっ払いこうですが、特にこの5年間については引き続き表彰、競技会への参加支援でありますとか公的認証である技能検定、この普及促進などを通じて技能を尊重する気運を引き続き醸成していくことが大事であると。それから次世代の技能者を確保して育てるということで、マイスターの工業高校派遣であるとか技専校での児童・生徒向けのオープンキャンパス、技専校まつりなどという形ですけれども、そのオープンキャンパスの実施などをしてっ払いこうすることが大事だろうということで、こちらも目標に含めてはっ払いこうということになってっ払いこう。

以上、これがこれまでの検討委員会での議論で作られました計画の骨子、素案でっ払いこう。これらについて皆様から御意見をいただければと思っ払いこう。

資料として3-2の縦表がっ払いこう。こちらは今回は細かい説明は省略させていただきますけれども、作りだけ申し上げれば、第9次計画と第10次計画の内容の全体を並べてそれを一覽的に示したものでっ払いこう、さらには左右矢印で、9次計にあったものが10次計のどこに骨子の中でどこに含まれるか、どう束ねて、どう細かくしてっ払いこう。

かりやすい形にした、そんな努力をしたつものものとございます。

見比べていただくという扱い方になるのですが、そうしていただければ9次計画で実施した施策というものが引き続き10次計画でもやっていくということとしつつ、中身の整理とか充実とか、そんなものをやらせていただいているということがお分かりいただければありがたいなと思っている次第です。

それから、これまた説明はここでは割愛させていただきますが、参考資料2としまして9次計画について実施してきた状況について、数字などもまとめさせていただいたものとございます。こちらは検討委員会の方でつぶさに説明させていただきまして、こういったところがよかったとか、こういったところをきちんとやれよとか、そんなことを議論いただきまして、それがこの骨子、素案に反映されているということになってございます。

そして参考資料3の方では、単年度のものになりますけれども、青森県の職業能力開発というタイトルを打ちまして、今まで説明させていただきましたような施策の体系であるとか技専校の入校、就職状況であるとか、委託訓練とか科目は何についてやったとか、そんなものが県の職業能力開発行政全般を網羅的にまとめさせていただいたものとございます。

そして最後、参考資料4としまして、本県の職業能力開発を巡る状況についてということで、人口の推移が本県についてはどうなっているかということでありましてとか有効求人倍率など、さらには全国調査になりますけれども、職業訓練などを事業所においてどう行っているかというアンケートがございまして、こちらをまとめたものとございます。こちらについても検討委員会の方でつぶさに説明させていただきまして、ここで出た問題意識がこの計画骨子に反映されていると捉えていただければと思います。

以上、駆け足になりまして大変恐縮でございます。第9次計画につきましても時間をいただいて説明をさせていただきました。委員の皆様から、特に10次計画素案骨子について、その他のことについても御意見や御質問などをいただければ大変ありがたく思います。

ありがとうございました。以上です。

(瀧原会長)

説明ありがとうございました。資料も多岐にわたるところから、まずは整理をさせていただきますと、まず資料2が計画策定にあたっての視点ということで書かれております。特に4ページのところについては、これからの計画と、それから先ほど御説明をいただきました青森県の上位の計画、そこに沿った形での落とし込みが必要だというのが1点、それから国の計画が、先ほどのスケジュールにもありましたように、3月末ということで少し県の計画、国の計画の調整が必要だということでのスケジュールが言われたかと思えます。それをもってということで、今回、これまで皆様方に御意見をいただきたいというところは、計画案の骨子という形、大枠、骨組みのところだけ御検討をいただければという形のものがございます。

先ほど資料3-1の方で骨子の全体像を御説明いただきましたけれども、資料2のところでは9次計画については5つの視点という形のを、10次計画では3つの視点に分けたと。ただし9次計画を引き継いでいくということなので、資料3-2で見ていただくと9次計画は引き継いでおりますと見ていただければと。細かいところについては先ほど御説明をいただいたところでございます。

まず、骨子案というところになるのですが、特に今の御説明の中で御意見、御質問等、ございますでしょうか。

(白井委員)

資料3-1のIの一番上のポツです。課題解決型イノベーション。ここの「強みをとことん活用し」、今の段階でこの強みというのは具体的にはどのような強みと考えていらっしゃるのでしょうか。

(瀧原会長)

事務局、お願いします。

(金子課長代理)

御質問ありがとうございます。座ってお答えさせていただきたいと思います。

まず「強みをとことん活用し」というところでございますが、この職業能力開発行政について申し上げれば、特に手前味噌でございますが、県の技専校、職業能力開発校では企業の皆様から評価をいただきまして、就職率も大変高くなっているということ、まずこれが1つ強みだろうと考えてございます。

参考資料3の13ページに具体の数字がございますけれども、自慢になって恐縮なんです、入校、就職状況の数字とございます。これまで県として運営してきました技専校では高い就職率を出すことがおかげさまでできておりまして、例えば平成26年度一番下の行のところにあります、県立職業能力開発校4校で平均しても96%の就職率がありまして、うち、県内就職も73%ということで、こちらは企業の皆様から高い評価をいただいていると、これは考えていいのかなと思っております、県の職業能力開発行政のツールとしては、これは強みであろうと考えてございます。

これも検討委員会の皆様にも評価をいただきまして、これは引き続きやっていくべきだというようなことをこの素案骨子にも謳っていただいているところでございます。

(白井委員)

それで関連するかなとは思いますが、参考資料3の21に、例えば県立障害者職業訓練校の状況というのがございましたけれども、大変に応募が少ないですね、定員に対して。これは強みではなく課題の方になるのかなと。ごめんなさい、いじわるですいませんけれども。

それから同じく参考資料3ですけれども、22ページに委託訓練がございまして、平成26年度実績で、その表の中ですけれども、医療事務科の①と②、どのようなことがされているのか分からないんですけれども、①と②の就職率の差は何なんだろうとか。非常に細かい疑問をちょっと感じたりしたんですね。これが1つの課題なのかなと思ったんですよ。

それから25ページですが、求人セット型訓練も修了をしているんだけど、セット型で訓練を受けて修了なさったんだけど就職率0ということもありますので、この辺はやってみたら何か自分には合っていないなと御本人が思ったのか、この辺は何なんだろう、この辺にも課題があるのかなと、ちょっと評価をいじわるく読んでみました。

(金子課長代理)

御指摘いただいたのはごもっともでございます、まさに入校率、就職率の少ないものについてはきちんと改善を図っていかなくてはいけないと考えてございます。そこは計画骨子の中でも効率的、効果的に行っていくと、それがまるめた言い方でございまして、あけすけに申し上げればきちんと就職・入校を増やすということ。それがいくつかのコースについてはやらなくてはいけないと認識をしております。

(白井委員)

結局は課題ですよね、それが課題の洗い出しですか、なぜこうなっているの？ということ、もう今、得られていらして、その課題の解決ができるようなプログラムで第10次が今、考えられている最中というふうに理解して構わないでしょうか。

(金子課長代理)

そうなります。

(江刺家課長)

若干補足します。今の課題解決型イノベーション、ご存じのとおり県の基本計画の文言を持ってきております。要は、そういう理念でもってこの計画を作って進めていこうということになりますので、細かい数字を言えば、ここがマイナスだとかここがプラスだ、だからこれが課題かこれがいいところかという、そう単純でない部分がありますので、そういう理念のもとに進めていこうということでの方向性で書いております。

(瀧原会長)

白井委員、よろしいですか。

(敦賀委員)

計画を立てる際にニーズの把握は非常に大事だと思うんですけども、地域のニーズだとか、あるいは業界・中高者のニーズ、これはどういうふうな方が対象で、どういうふうの内容を把握しているのかお聞かせ願いたいというのが1点と、あと、先ほどの地域の活動組織に向けた新たな担い手の育成というところで、たまたま母子家庭の母親の職業能力開発の機会の確保というのが出てきたんですけども、今、県の方では子どもの貧困対策ということで会議をやっています、経済的支援と就労の支援というのが非常に重要になってくると思うんですけども、この辺は福祉部の方との連携とか、その辺はどういう形でとってらっしゃるのか、この辺をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

(金子課長代理)

ありがとうございます。まず1つ目のニーズの把握でございますが、こちらは各技専校で地域に根ざした運営をするということで、連絡協議会のようなものを開かせていただいて

おります。各校で運営されているもので、地域の卒業生を受け入れてくださった企業さんですとか地域の企業団体さんとか、そういったところの皆さんに参加をいただきまして、それこそざっくばらんに最近の景気の動向ですとか、最近、どんな技術開発があつてとか、そんな様子を聞かせていただいて、それをできるところは技専校のカリキュラムとかに反映をさせていただいています。それが地域ニーズの把握として具体的にやらせていただいているものの1つでございます。

そして2つ目の子どもの貧困対策に関してでございますけれども、こちらはよくご存じのとおり、今、県として策定の作業を進めておりまして、そちらは健康福祉部主催の会議に私どもの課の人間が委員として参加させていただいてまして、具体的にどんなことをするか、今、当課の施策でどんなことが子どもの貧困対策に資するののかという観点からいろいろ議論、意見交換をさせていただいております。

おそらく、何かしらまとめられるその計画の中には当課の政策というものも書き込まれるのかなと思っております。

今回、議論をいただいて、これから5年やっていく施策というものも、もちろん子どもの貧困に資するものもございますので、そこはきちんと連携をさせていただくと考えてございます。

(瀧原会長)

敦賀委員、よろしいですか。

はい、お願いいたします。

(長嶺委員)

連合で副会長をしております長嶺です。2つ質問と1つ意見ということで申し上げたいと思います。

まず3-2の資料、9と10の比較のところ、実施目標1のところの(1)基本的政策のところですが、従来から見ると若干、充実強化とあったものが充実だけになってしまっているというので、若干トーンダウンしたような感じがあるかなというのがありまして、ここはなぜこういうふうになったのかということと、あとは3-1の3ページの3. 技能の振興・継承の促進の中で、4つ目の点、「小学生等早い段階から、ものづくり分野へ関心を持ち」と、かなりいいことだなと思っております。連合でも、確か政策を要請した段階でこういったのも要請をしたと思うんですが、それが例えば計画にどういうふう反映されるのか、3-2を見てもちょっと出てきていないので、その辺、どこに入るのかなと、少し教えていただきたいのと、あと意見になるのですが、骨子なので、これから第10次計画を作ると思うんですが、今、「まち・ひと・しごと創生」でもあるんですが、やっぱり人口減少ということで、特に青森県はかなり人口減少率が高いというのがあるので、そこを踏まえて、少しどこかに、「はじめ」なのか「計画のねらい」なのかちょっと分からないのですが、入れていただきたいなど、これは意見としてお願いをしたいと思っております。

(金子課長代理)

ありがとうございます。

まず1つ目、充実・強化と9次計画であったものが、10次計画で充実になっていると。ここは直させていただきます。10次計画の基本的政策(1)としまして、「公共職業訓練・県立職業能力開発校における職業能力開発の充実・強化」ということで、もちろん強化するつもりではおりましたが、ここでも改めて書かせていただきたいと思います。

それから2つ目の児童・生徒、小学生についてもものづくりの体験学習とかそういったものを実施していくということでございますが、こちらは基本的政策(2)の①県内技能者、関係機関等と連携した若年者への技能継承、児童等の意識醸成というところで考えておりましたが、これ、矢印でちゃんと引っ張っておけばよかったかもしれないですね。失礼しました。

やることとしては何も変えないんですが、場所だけいじったもので、それで無くなってしまったかのように見えてしまって恐縮でございます。これは引き続き下から3行目のところでやらせていただくと考えてございます。それが2つ目でございます。

あと意見として「まち・ひと・しごと」の青森県総合戦略などで人口減少というお話がございました。こちらは私どもも大変な問題と認識しておりまして、第10次計画の冒頭部分ですとか、そういったところできちんと書かせていただこうと考えております。書き方などはまだ検討中でございますが、何らかの形で含めさせていただきます。

(瀧原会長)

よろしいでしょうか。

それでは、その他。

なかったら、折角の機会ですので皆様から一言ずつ発言をいただければと思うのですが。勝又委員、何か御意見を。

(勝又委員)

いろいろと計画を見させていただきましたけれども。僕らにすると、まだまだこれは課題かなと。今、質問があった小学生の出前の技術とかものづくりを我々の業界でもやっていますけれども、その子どもらが社会に出て来てからその産業に入ってこれるような環境に、今はないんですね。学校の中の実習とか、図画工作の時間の一旦であれば良いんだろうけれども、いざ就職をするという時に父兄がなかなか、そこまで認めてくれないというのが今の建設産業、僕は建設産業ですから、特にそういうところにあるんですね。

先ほど八桁部長が言われた、せっかく育てたのが、今、東京だとか仙台の復興の方に取られているというのは、単価そのものが違うんですね、年収が違うわけですよ。

いろいろこういう訓練でやってこられるのはいいんですけれども、受ける我々の企業とすると、なかなかそれを払える環境にないということ。

この施工単価のことにつきましては、皆さん、ご存じのとおり職人不足というのが大きな社会問題になっております。毎年12月に専門工事業の県の代表を東京に集めていただいて、国交省の審議官が入って、今、下請けの状況はどういう流れにあるんですかと、こう聞くんですね。そうすると求人をやってもほとんど人が入ってこない。環境が非常に悪いと。

それから社会福祉の福利厚生の方でも遅れていると。ようやく、それが今、取り上げられ

ていまして、そういう福利厚生をしっかりとやらない所には公共工事は発注しませんよ、やらせませんよと、まだそういう段階なんですね。

それから、今、国交省の方では、我々、労務単価の引き上げをずっとお願いをしてきましたら、28%も国の予算では上げてあると。これは青森県にもその予算は入っているんですよ。ただ、末端の我々下請けには、その28%のお金がほとんど流れてない。これは、いわゆる優秀な技術者を雇いたくても地場の我々の業界では価格競争の中にあるものですから、払えないものですから雇うこともできないし、仕事も取れないという悪循環にあると思います。

ですから、こういう立派な骨子を作っていただくのは、もちろん役所としてはやるべきことだろうと思いますが。

もう1つは、現状を見た状況をどう経済に反映させられるのかということも、県の行政の中で取り上げてほしいなと、そう思います。

以上です。

(瀧原会長)

ありがとうございました。

事務局から、今、要望等という形でありましたが、お願いします。

(江刺家課長)

勝又会長には何回かお話を伺っていました。そういう現状というのを我々も把握しているつもりではおりますけれども。

この職業能力開発計画以外の産業振興であるとか、他の県全体の様々関わる部署で連携して取り組まないとなかなかできないだろうと。あと、業界の方々の協力も必要だろうと。

そういう意味では、おっしゃられたことを我々、肝に銘じてやっていきたいと思っていますけれども、その中の職業能力開発計画をどう作ることによって人手不足、あるいは技能者の県外流出を避ける、少なくしていけるかというのを、今後まだ議論をする余地もあるだろうし……。

(勝又委員)

ですから、僕言ったとおり計画はいいんですよ。もちろん職人を育てましょうという一生懸命取り組んでいる皆さんの姿勢はわかるんですけども、その受け皿をやる側のもう一つ、県庁の中にいろんな分野があるわけですから、そちらも一緒になったことをやらない限り、我々企業として受け入れられる状況が改善されないものですから。全部県外に出て行ってしまうという状況が、せっかく育てたのにみんな向こうに行ってしまうという状況です。

(江刺家課長)

その点は、県土整備部の方でもそういう人財育成に取り組んでおりますので、そっちの方とも連携をしながらやっていきたいと思います。

(瀧原会長)

お願いします。

古戸委員、お願いします。

(古戸委員)

この度、初めてこの委員をやらせていただくことになりました、古戸と申します。

私、今日ここに来て初めて自分が学識経験者という名に連なっております、ちょっとびっくりしておりました。普段は設計事務所をやっております、八戸工業大学の土木建築工学科で非常勤講師をさせていただいている関係で、そういった位置づけでこの委員になったと思います。

ただ、私、本当に担当する科目だけのために大学に行っているしだいで、なかなか教えている学生たちがさらに2年、3年と進んでいって、最終的にどこに就職をしていって、今、どうやって活躍しているのかというところまで把握してないもので、なかなか、本当に自分の立場がこの立ち位置でいいのかなというふうに思いながら、皆さんのお話、また御説明などを伺っておりました。

今日のこの3-1の資料の方で質問をさせていただきたいのが、2の(4)女性の就業率の低い分野というのが、ちょっと具体的に私はよく分からないというか。わりと自分の周りでは女性の皆さんはそこそこ働いて就業していらっしゃる、臨時であったりパートであったり、もちろん正社員の方もいらっしゃいますけれども。かなり結構働いて就業されているような気がするのです。また、その中で皆さん、子育てももちろんなのですけれども、非常に最近自分の周りで多くなっているのは介護という本当に具体的なところではなくて、病院に親を連れて行かなくてはいけない、だから時間が自由になる仕事にしなればいけないとか、そういったところの問題は出て来ていると思うのですが、この就業率が低い分野というのがどの辺なのかなというところがまず1つ質問をさせていただきたいところです。

あと次の障害者の特性ということで、県立障害者訓練校というものがあることも、すいませんけれども資料をいただいて初めて知ったのですけれども。これはどのくらいの方達がそこに通っているのか、学べているのかなということが疑問だったというのと、それで、そちらに行けないとか通えない方達はどのようにされているのかなと。授産施設とか訓練施設など、民間の福祉施設に通われているのかもしれないかもしれませんが、そこから、どうやって特性に合わせたという方向付けをされているのかなというのをお聴きしたいなと思いました。

あと、この3番目の中にある小学生の頃からの早い段階でというお話なのですけれども、これも私、これは質問ではなくて自分の経験談でお話をしたかったのですが。建築士会という団体を通じまして八戸で公民館とか児童館とか学校を回って、職人さん達の技術を学んでいただくということで、いろいろなものづくりの出前事業というのをやらせていただいていた。もちろん、先ほど勝又委員がお話されたように、その子ども達が学んだから常に大人になって将来、その職業に就くか、就かないかということになると本当に残念なことなのかもしれませんが、実際のところは。ただ、子ども達が、やはりそういう職人さん達の仕事を知らない。やはり身近な大人となるとお父さん・お母さんはもちろんですけれども、学校の先生だったりピアノの先生だったり塾の先生だったりスポーツジムの先生とか、そういったところの身近な大人が職人さんというものを見る機会が無いということなので、やはり、そういうふうな、もう少しものづくりの分野に触れる機会を設けてほしいと思いま

す。

これが実は、我々、学校に申し入れをしてもなかなかその授業の中に組み込んでいただけないというのが、現実的にバリアがあります。学校のカリキュラムの中で小学校とか中学校だと、もう時間が決まっていますと。なかなか教育委員会の方に打診をしても、学校にいろいろ言っても開催してくれる学校がない、時間がない。それで朝の朝礼の時間にお話をしに行ったり、昼休みの時間を使ったりというような、実際にそういうことがございましたので、できればこういうところもいろいろな現場の方達と連携を組んでやっていければ、もう少しものづくりへの関心というのも道が拓けるのではないかなと思います。

以上でございます。

(瀧原会長)

事務局、お願いします。

(金子課長代理)

ありがとうございます。

質問をいただいた2つですが、まず1つ目、女性の就業率が低い分野。この項目は国の10次計の検討の中で今、議論をまさにされているものですが、国の方ですと建設、建築に関する業種ですとか、あとはものづくりの製造業ですとか、そういったものが念頭に置かれているようでございます。

もっぱら職業能力開発、職業訓練というコンセプトで議論をされているので、例えば医療事務であるとか介護であるとか、そういったものは女性の受講率は高いのですけれども、翻って建築、建設系の職業訓練とかものづくり系、製造業系のものづくりの職業訓練というのは、女性が全然なくて、ということで、それを踏まえてのこととなっているようでございます。これが1つ目でございます。

2つ目にいただいた障害者の職業訓練のお話ですけれども、県立障害者訓練校がございまして、そちらで今、受け入れています生徒さんというのは身体障害、知的障害の方がメインでございまして、精神の方ですとか、重度の方というのは施設などの都合から受入がまだできていない状況でございます。

一方、その精神の方であるとか重度の方については、そういった皆さんを支援しています障害者就業・生活支援センターでしたか、そういった厚労省が指定しているNPOさんがございまして、そちらが県の中で6施設、指定されて活動されておりまして、そういった皆さんが生活から就業から、いろいろ幅広く障害者の皆さんを支援されていて、県の行政の縦割りを超えて活動されているのですが、そういった皆様が職業訓練についても障害者さんのニーズとか様子を見ながらいろいろ御意見をくださいますと、そういったところと連携しながら職業訓練として委託訓練を設定できる際にはそちらを受けていただいとということでもやらせていただいています。

それほど重度の方についてはまだできていないというのが我が県の率直な状況でございます。それは国としても状況は同じのようで、国の10次計画の検討の中でも、やはり重度の皆さんとか、そういった方に対してもきちんと職業訓練をしましょうということが今、議論されている状況でございます。

(瀧原会長)

よろしいでしょうかね。

それでは榊委員。

(榊委員)

基本的には、我々、産業・工業界から見ると質もそうですけれども絶対量が足りないよね。もう量が確保できないので、四苦八苦している状態ではあります。

それに対して、先般ポリテクさんであった生涯収支を出して、青森に勤めても東京に行っても収入があっても、最後は同じか、逆に青森にいた方が良かったんじゃない？と、ああいう説明って非常に納得性があると思いました。そういう面も含めてやられるのが大事かなと思います。

あと、敦賀委員が冒頭に言いましたけれども、産業界から見ると何を必要とされているのかということところがスタートラインだと思うのですよ。そこのニーズの把握をきっちりしておかないと、いくらいい政策でも間違ったニーズを捉えてやると政策全体が間違っちゃうということになると思うので。先ほど、ニーズをどういうふうに把握していますかと言ったら、産業団体と、ここの卒業生が就労している企業さんということなんですけれども、正直言うと、就労しているところは必要ですから採っていますので、採っていないところの話をもうちよっと聞いていただければ。

こういう内容を我々、産業界、工業界もきっちり把握していかないといけないと思っています。工業会の委員会に来ていただいて、10分、15分で御説明をいただくのですけれども、報告をしていただいたというレベルに留まっていますので、できればその委員達ともう少し深いディスカッションができるように政策を考えていただければと思います。

以上です。

(瀧原会長)

はい、じゃあ、事務局。

(江刺家課長)

今、榊委員がおっしゃっていた県外流出の関係、皆さんご存じでないようなので、県のPRを含めて。

県の来年度の事業で、高校生でも大学生でも県外に就職する人が大変多いと。その理由の1つとして、初任給のパッと見が県外の企業の方が高いわけですね。それに釣られて行く子ども達もたくさんいるだろうと。ところが生涯収支バランスというのを計算してみますと、初任給は一見、2～3万向こうが高いのだけれども、その後のアパート代、家賃、あるいは通勤に係る経費、その後、結婚して子どもを養育する経費、一戸建ての住宅を建てる経費、そうやってトータルしていくと、実はそうじゃないんだと、それほどでもないんだと、県内の方が実は案外収支バランスが良かったりする。あとはお金だけではなくて時間的な話でも、毎日通勤に1時間、2時間かけている都内に比べれば、青森の方がすぐ近くでさっさと行けるし、毎日でもあるし。そういう暮らしやすさと、そういうのを総合的に考えれば、青森

県の方がいいよ。だから青森県内に就職してなというPRを、来年度、新規高卒者、あと大学生向けにやろうと思っていて、その協力をお願いしますということを先日お話をしたということです。

(瀧原会長)

ありがとうございます。

榊委員、よろしいですか、それで。

それでは村川委員、お願いいたします。

(村川委員)

すいません、座ったままで。

今、説明をした内容と大体似ているのですけれども、Uターンした場合、そういう場合の対応がどうなのかなと思って。

資料3-1にあります、2ですけれども、地域の活力創出に向けた新たな担い手の育成。これは地元の人間ではなく、今、県外からの移住とか、まあ流出も多々ありますけれども入ってきてこちらで生活をする、そういう人に対して就職支援、それはこの訓練校が窓口になっているのかというのもちよっと気になりますし。

多分、青森で住んでみよう、これから家族を連れて生活をしていこうという方もおられるのではないかなと思うのですけれども、そういう方はある程度の年齢になってきますと落ちていて地に足がついて何か身につけるものという気持ちで訓練校を窓口にして、技術を身につけてという気持ちになってくれて、それに対して訓練校とか、こういう支援をしていくという方法、システムで、この先どういうふうにしていくかと、根の深い対応の窓口があるものなのかどうか、それが気になりました。お願いします。

(金子課長代理)

ありがとうございます。

U・I・Jターンなどという言い方をしますけれども、特に都会から青森県に来ていただくという方、Iターンなどという言い方をします。

こちらは我が課の中でもやらせていただいています、特に青森県の東京事務所に1人、専門の相談員を配置して、そういった都会、東京近辺で青森に関心を持っている方、青森での就職、定住に関心を持っている方に対していろいろ相談ですとか情報提供とか、我々がやりますイベントの情報を差し上げるとか、あとハローワークからもらった求人情報の提供などをさせていただいております。

窓口としては技専校ではなくて、我が課の相談員が青森の東京事務所にいるということになります。

そういった方への訓練云々というお話をいただいたのですが、どちらかという手に職を持っている方が自分の手の職を生かして青森県でどんな仕事をして食っていけるのかと、そういう流れで考える方が多いようで、いきなり来て、それですぐちよっと仕事を探そうかというよりは、ある程度仕事の口、就職先が見つかって、ひよっとしたらもう雇用契約を結んでから、それから移住して来てという方が今のところは多くございまして、ですので、今

の相談員の対応状況としては、そんな、仕事はどんな口がありますかという対応がメインになっています。

ただ、本当にお越しになる方であれば、それはもちろん我が課としては大歓迎でございます。まず住んで見てという方ももちろんウエルカムでございます。

(瀧原会長)

では河村委員、お願いできますでしょうか。

(河村委員)

河村でございます。私の方からは、骨子の方は大変よくお作りになっていると拝見させていただきました。

私の方からは、一昔前は技専校さんからの卒業生さんは全て我が業界に入っていたのですが、近年は中央の方に流出しているということで、これはうちの方の労働環境を含めた受入体制が悪いのかなということで、うちの業界も昨年度から学校訪問に行ったり、今年からテレビCMも入れようかなということで、手を付けたいなどは思っているところですが。

骨子の中で1つだけ、キーワードの中に、即戦力となる人財という言葉が入っているわけでございますけれども、今現在、うちの整備業界は即戦力というのは相当お金をかけて教育材料を準備しても無理だと思います。車の進歩というのは、ハイブリッドは20年前からありますから特に新しい技術というのはないのですが、ぶつからない車、ひとりで車庫に入る車ということで、もうかなりそういう車が多いものですから。昔、二昔前は即戦力で良かったのです。大卒の2級課程と技専校の2級課程を比べた時に、オイル交換といったら大卒の新入社員は缶切りを探していましたし、技専校の卒業生はドライバーで穴をあけてオイルを入れたというのが即戦力です。今は即戦力というのは難しいのかなと。

県内のメーカーの平均年齢、一般の工場で48歳を超えています。全国平均ですから、県内はもう2〜3歳高いと思います。なかなか、20歳で入ってきても30歳前には辞めていくということで、定着率も悪いです。これはうちの業界の経営体制の問題が悪いからでございますけれども。

どう教育をしていけばと、うちも教育機関を持っていますから、非常に設備に関しては金をかけたら切りがないので、ある程度、何というか、車が好きになるようなゆとりある教育をしてもらえればいいのかと思っていますけれども。今、一般の車というのは大体3年、5年で何の整備があるかと言ったらオイル交換しかないと思います。あと無いです。ブレーキも減りませんし、何も減らないのですが。ただ、今のお客さんというのは結構車に愛着を持っているユーザーの方が多いものですから、パソコンで、タブレットで要領書を出したりとか、そういう作業がこれから必要なわけでございますので、ITの部分の教育、それから、好きになる教育って何と聞かれば私も分かりませんが、好きになるということは興味を持つということでもありますから、好きになれば情報収集もすると思います。ですから、その情報収集を好きになるような教育をしていただければ、ぶつからない車とぶつからないと言っている車の違いも分かるのではないかなと思いますけれども。

その辺、引き続きよろしく申し上げます。何か漠然とした話で申し訳ないのですが。

(瀧原会長)

ありがとうございます。

これからの人財育成の方針の考え方みたいな形での御意見だったかと思います。事務局としては技専校の運営とともに反映いただければありがたいかなと思います。

それでは次、宮内委員、お願いいたします。

(宮内委員)

本日、初めてこういう場に出席させていただいて来ているんですけども、皆さんの御名前を見ると、多分、普通の一般企業に勤めていて、仕事をして、この場にいるというのは、もしかしたら私だけかなということで、今、恐縮をしているんですが。

職業能力開発計画ということ、まず私自身、一般に働いている者はなかなか耳にすることがございません、大変申し訳ございません。今、資料とかをたくさん見させていただいて、ああ、こういうこともあるんだ、ということをつくづく感じております。

一般の人に分かりやすく伝えることがもっとオープンにできれば、私ども、働いている者の本当の底辺、一番下で働いている者の一番して欲しいことというのが、もしかしたらもっと出てくるのではないかなというのがあります。

私自身も、人口減少ということに関してはすごく思いがありまして、やはり、何でも、物が売れるのでも、やはり人口が多くなければ活気も出ないし、何でもやっぱり人がたくさん集まる場所にお金も集まると言ったらあれなんですけれども、仕事もたくさん出てくると思うので、私、今回、これに出席させていただいたので、自分で分かる範囲でいろいろ提案をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

特に質問はないです。すいません。

(瀧原会長)

ありがとうございます。

これからひとつ、計画があっても、少しでもPRと言いますか末端まで届く形を希望されるということですので、また事務局としても具体的な施策の段階でよろしくお願ひしたいと思ひます。

ではすいません、最後になります但委員、お願ひいたします。

(堤委員)

私は将来ということで、これから次世代の子ども達、若年者の部分で思ったことがありまして。児童等への意識醸成とあるんですけども、これはどのような形で行っていくのかなと思ひまして。

連合としては、青森県ではまだやったことがないんですけども、他県では職場の訪問、いろいろな業種の職場の訪問を一日、就業体験をして、子ども達が様々な事業を体験していくということをやっているんですけども、この児童等の意識醸成のPRの仕方はどうされるのかなと思ひました。

それともう1件ありまして、母子家庭の方の職業能力開発の機会の確保とあるのですが、

こちらもなかなかPRされてないのかなって、見えにくいかなと思います。母子家庭の方が生活できる職業につけるPRの仕方というのを、どのように考えていらっしゃるのかなと思います。教えていただければと思います。

(金子課長代理)

ありがとうございます。

まず、1つ目の児童等の意識醸成ですけれども、やはり勝又委員がおっしゃったように出前授業であるとか、あとは教育庁の方でもやっていますが、地元の企業さんを訪問して、社会科見学の一環のような形でやっているような職場見学、これももちろん大きな意味で児童の意識醸成につながるのかなと思っています。

こちら、この計画に書いているものとしては、私どものツールでできるものということで、技専校で夏休みぐらいに1回、技専校祭りみたいなことをやって、もちろん技専校の生徒さんにも手伝ってもらって、ちょっとしたものを作って遊んでみるとか、そういったことをやらせていただいている、それが一番念頭にあることとさせていただきます。

その他に、どんなことができるかということも、今後また考えさせていただきたいと思っています。

それから、母子家庭の母等の皆さんに対する職業能力開発の機会の確保ということでございますが、第9次計画にもこれは謳っております、実は実施したんですが、そもそもは受講する希望者さんというのはハローワークの方で、離職者さんでなければいけないということでハローワークさんの方で受付をして、そちらから受講指示という形で引き継いで、バトンタッチを受けてこちらで設定する委託訓練を受けていただくと、そんな流れになるんですけれども、そもそも、対象者さんがそんなに多くなかったということですか、あと設定はしたんですけれども受講者さんがいなくて、お受けになっている業者さんもこれまた商売でありますので、それで赤字になってということもいろいろありまして、今年度については他のコースでお受けをする、母子家庭のお母様だけの訓練コースという設定はしなかったところです。

もちろん、そういった形で相談が来たら、御要望には最大限配慮する形でやらせていただくつもりでございまして、実はそのようにやっているのですが、今までもそんな形でうまくこと実績が上がらなかったということがあって、母子家庭の母の方に対する専門の、その方達だけを対象にして、その方達だけのカリキュラムを組んでという仕組みでは今年度はやらせていただけていません。

ですので、目に止まる機会も少なかったかなと思われて、それ以前にやっていた時にも目に止まる機会がなかったのかもしれない、そこはちょっと率直に反省いたしまして、国の方の計画でどう扱われるか、どんなことが施策として盛り込まれるかということも見つつ、県として実施することになったあかつきには、きちんと広報とか、周知の方も労働局さんと連携をしてやらせていただきたいと思います。

(瀧原会長)

堤委員、よろしいですか。

皆様から御意見とか御感想をいただいたんですが、まだ言い足りないという方。

(白井委員)

申し訳ございません。3つほどございます。

先ほど、女性の就業はどこが低いかというのでもございましたし、それから母子家庭、シングルマザーのことも出ていたんですけれども。私、平成19年度からずっと女性の再チャレンジのところで関わってきたんですが、その時に、女性達に国や県が後押しをして、これであつたらば資格も取れますよと提示してもらえるのが3つしかなかったんですよね。今も多分そうだと思うんですけれども。

コンピュータの資格を取りましょう、介護士、2級ぐらいまでの介護です、それから医療事務なんですね。当時、ほとんどこの3つしかなかったんですよ。自分でアタックしてやっていけばいいでしょうけれども、公で女性達をサポートするところがそこしかない、女性が就業していないところに女性が行くということは、まず、なかなかないかなと。

ただ、最近青森でもタクシーの運転手さんにすごく女性が増えてきたとか、そして男性の運転手さんと同じように今、扱われています。乗って、女性だとリサーチをするんですけれども、そういうふうに言われてきているので、少し世の中が変わってきているかなと思うんですが、まず女性の就業というときに3つしか考えないという、これを突破していただかないと次のところに行くことは無理だろうとすごく思います。

それからシングルマザーさん達、本当に大変なんですね。お金も安いし、今、よく女性の貧困、子どもの貧困といろんなところで取り上げられるようになってきましたけれども、1つの仕事では、とてもじゃないけれども生活していけないという状態で、もう精神的にもいっぱいいっぱい。かつてのポジションにいた時にも、いろんな方々に声をかけていましたけれども、その声はなかなか届かないんですよ。広報あおもりにしろ、青森県のたよりにしろ、そこを開くという時間もない、テレビもなかなか見ない、そういう状況の中で彼女達に、こういうサポートがありますよ、例えばハローワークにマザーコーナーがあるんですけれども、そういうものがあるということすら、実際のお母さん達には落ちていないんですね。だから、どうしよう、大変、大変と思いながら、その中ですごく大変な目になっていて、お願い助けてということもできないのが私は現状だと思うんです。

だからそのこのところ、もうちょっとどうにかしていかなくちゃいけないのと、それからシングルマザーさん達はすごくお金が低いので、そして2つくらい掛け持ちで、そしてさらに子どもをどうにかまともに育てないと、と考えているので疲弊してしまうんじゃないかなと思いますので、次のこの第10次の時には、そのあたりの現状を、先ほどから現状という言葉が結構出ていますけれども、本当に今、なんで講座を開いたのに来ないの、それが届かないんですよ。必要なところに。だからそのやり方をもうちょっと皆で、どうしたらもっと届くかということを考えながらやっていくことも必要だと思いますし、女性の就業率が低い、理系は低いということもありましたし、ドボジョという言葉が最近流行ってきて、カッコいいというふうにも世の中は変わりつつありますけれども、でも、そういうところでも、こんなに輝けるんだよということをもっともっとテレビCMでも何でもいいので、出していただくと、あっ、こんなところで働いてもいいんだって女性達も思えるのではないかなと思いますので、この10次の計画の中には是非そういう視点も入れていただけたらなと思います。

それから2番目は、参考資料4に、正社員への教育訓練実施は増加傾向と書いてありましたけれども、私の周りの多くは非正規雇用なんですね。最近、指定管理者制度もだんだん一般的になってきているので、そこで雇われていけば3年、5年、もしも3年とか5年というスパンがあっても契約は多分1年ごとで更新だと思うんです。そういうところで、でも、どこでも願うのは即戦力なんですけど、残念ながら、やはり非正規の方々は頑張ってやっても次に行けないと思ったりすれば、なかなかそのところで自分のお金でレベルアップはないと思うんですよ。だけでも、こちら現場が求めていらっしゃるの、企業が求めているのは即戦力があって、よりよい力を持った働く人だと思うんですけども、そのミスマッチがなかなか難しく、非正規社員をどうやって力をつけさせていくのか、モチベーションを上げていくのか、そして彼等を誰が手を差し伸べてやってあげるのかというところが、すごく大きな問題だと思います。そして本当に170万いかないで働いている方達なんてざらなので、その人達に、1年しかない、でも8時間働いている、ギリギリだ、でも来年になったら首を切られるかもしれない、そのなかで資格を取っていけ、資格が何かになるよって伝えるのも、なかなか酷なものがあるのではないかと思いますので、先ほどの正規雇用の方々への教育訓練、それがもっともっと増加していくことは本当にお願いしたいことですが、同時に非正規雇用の人達を忘れないでねということ、を、すごく訴えたいと思います。

それから3番目は障害者なんですけれども、障害者の方々からの御相談も結構お受けすることがありました。そして1つには、本当に信じられないお金でお仕事をさせていらっしゃるの、これからは、今は親のお金でもって自分は一緒に暮しているんだけど、親が亡くなっちゃったら私達は どうやっていくんだろうと心配している親御さん、御本人さんもいらっしゃいました。

1つには、雇う方としては大変だということはもちろん私も分かります。身体不自由の方々にはまだ活路があるんですね。だけれども、知的、特に精神的な方々は本当に雇う方も大変だし、我々、なかなかそういう方々と一緒に小さい時からいなかったので、どういう反応をこちらがしたらいいのか、こちらドキッとしたりはするんですが、ただ、その方々もこれから生きていく仲間として、知的、精神的障害の方々はどういうお仕事をさせていただいて、そして周りにいる私達は どういう対応をすればお互いに気持ち良く生活していけるのかなと、そういうような視点も入れていただけたらなと思います。

すいません、いっぱい話してしまいましたが、よろしく願いいたします。

(瀧原会長)

これからの具体的施策に落とした時の視点ですとか、忘れられているという弱者への救済支援も含めてくださいというような、骨子を踏まえた上での施策に対する御意見だったと思うんですが。

事務局、何か御回答というかコメント。よろしいですかね。了解いたしました、御意見を伺いましたということで事務局、よろしいですかね。

私がしゃべるのもあれでしょうけれども、今の国の中には御意見をいただいたところは含まれておりますし、特に非正規につきましても国としてやるべきという重きはやられている、なかなか末端までというところはあれかもしれませんが、今の御意見は施策に落とし込んでいただけるかなと思います。

全体としていろいろ御意見、それから要望も含めていただいたところではありますが、まだまだこれ、素案の中のまだ骨子という形ですので、概ねこの方向でよろしいでしょうか。具体的なところは5月に予定されているところで、施策に落とし込んだところのものがまた提案されるという形になろうかと思っておりますので。

では事務局、今の意見ということで、この議題の4については終わらせていただければと思います。

最後残っておりますその他ですが、事務局の方から何かありますでしょうか。

ないですか、なければ閉会にあたって何かあればと思いますが。

(江刺家課長)

長時間、本当にありがとうございました。様々な意見、御指摘を伺いました。我々、これから、この骨子に肉付けする作業を進めていきますけれども、本日伺った意見の中で、この職業能力開発に関わる部分についてはどんどん取り入れさせていただきたいなど。なかなか計画に入れられない部分、様々な雇用全般の話とか大きな話とかたくさんあったのですが、その辺、我々は進めます施策とか事業の分を取り込んでいきたい、あるいは当課だけですまない分は部内、あるいは他の部局と連携をしたり、あるいはその辺の要望をこっちから伝えたりという形でまた進めていきたいと思っております。

会長からもお話があったとおり、次回は年度開けになりますけれども、それまでにしっかりした案を作成したいと思っておりますので、引き続き御協力をいただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(瀧原会長)

それでは以上をもちまして、平成27年度第1回青森県職業能力開発審議会をこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。御協力ありがとうございました。